

市内指定児童発達支援事業所
市内指定放課後等デイサービス事業所
市内指定居宅訪問型児童発達支援事業所 御中

那覇市福祉部障がい福祉課長
(公 印 省 略)

支援プログラムの公表及び市への届出について(通知)

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」により、児童発達支援、放課後等デイサービス及び居宅訪問型児童発達支援は、総合的な支援と事業所の提供する支援の見える化を図ることを目的として、新たに 5 領域(「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画の作成及び公表が求められております。

つきましては、支援プログラムの公表について、下記により市へ届出をお願いします。

なお、この報告がない場合は令和 7 年 4 月から支援プログラム未公表減算が適用されますのでご注意ください。

記

1 対象サービス

那覇市指定児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援

2 提出方法及び提出先

那覇市オンライン申請システムにて提出。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/472018/ea/residents/procedures/apply/55b71400-7ffd-41c5-b32c-d5f69dd150fc/start>

3 提出期限 令和 7 年 3 月 31 日(金)17 時

※支援プログラム公表後に、上記期限までに提出してください。

システムでの入力項目が複数あるので余裕をもって提出ください

例) 令和 7 年 4 月に公表、提出を行った場合は、令和 7 年 4 月の請求に関しては支援プログラム公表減算適用となります。(公表後、届出を行った月まで減算適用となりますのでご注意ください。)

4 提出書類

(1) サービス共通

- ①支援プログラムの公表状況に関する届出書(那覇市オンライン申請システムにて入力)
- ②支援プログラムを公表したインターネット等の画面コピー

(2) 児童発達支援

児童発達支援事業所における支援プログラム

(3) 放課後等デイサービス

放課後等デイサービス事業所における支援プログラム

(4)居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援事業所における支援プログラム

※多機能事業所の場合、(2)(3)(4)については、サービスごとに提出して下さい。

6 その他

提出書類等については、那覇市ホームページの障がい福祉課「指定障害福祉サービス事業所に関するトップページ」中の「お知らせ(障がい福祉課より)」に掲載しておりますので、必ずご確認ください。

以上

○お問い合わせ
障がい福祉課 事業所指定グループ
TEL:098-862-3275

※この通知文は UD フォントを使用しております。